

事務局規程

第1章 総則

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第38条に基づき、事務局における事務の効率的な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第2条 本連盟の事務局に、総務部、経理部、強化部を置く。

第3章 事務局会議等

(会議)

第3条 事務局に事務局会議を設ける。

2 事務局会議は本規程第4条の職員をもって構成し、つぎの事項を審議する。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 事業、財政に係る計画に関すること
- (3) 各専門委員会及び各特別委員会、諸会議の連絡調整に関すること
- (4) その他事務局に関すること

第4章 職員及び職制

(職員)

第4条 事務局に本規程13条に定める手続きにおいて、本連盟と雇用契約を締結し、本連盟の業務に従事する職員を置く。

(任免)

第5条 職員は、会長が任免する。

(身分)

第6条 職員の身分をつぎのとおりとする。

- (1) 参事
- (2) 主幹
- (3) 主事
- (4) 主事補

(事務局長)

第7条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、参事の中から任命することができる。

(事務局次長、部長、主任)

第8条 各部に事務局次長、部長、主任を置くことができる。

2 事務局次長は、主幹の中から任命する。

3 部長は、主幹もしくはこれに相当する職員の中から任命する。

4 主任は、主事の中から任命する。

(役職身分の追加、省略及び兼務)

第9条 会長は、実情に応じ、本規程第7条及び8条に定める役職と同等の役職を置くことができ、またその一部を省略、兼務を命ずることができる。

(昇任・昇格)

第10条 会長は職員の勤務成績、その他勤務の遂行能力の実証により選考の上、昇任・昇格をさせることができる。

(配置転換)

第11条 会長は業務の都合により、職員に対し配置換えを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた職員は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

(嘱託)

第12条 必要に応じ事務局に嘱託職員を置くことができる。

2 嘱託は専務理事又は会長が指名する常務理事が任免する。

(採用)

第13条 採用については就業規則に別に定める。

第5章 職員の職責

(事務局長の職責)

第14条 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

(事務局次長の職責)

第15条 事務局次長は、事務局長の命を受けて、担当の部及び必要な業務を掌る。

(その他の職員)

第 16 条 その他の職員は、上司の命を受けて所定の業務に従事する。

第 6 章 事案の決裁及び専決

(原 則)

第 17 条 本連盟における事案の決裁については、職務権限規程に定めるところによる。

2 前項にかかわらず事務局長は、次のものを専決できる。

- (1) 事務局長以下の職員の普通出張に関する事案
- (2) 事務局長以下の職員の請暇並びに勤務に関する事案
- (3) 諸規程に関する事案

(代 決)

第 18 条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げるものがその事案を代決することができる。

- (1) 事務局長 事務局長次長、事務局長次長が欠員の場合は総務部長
- (2) 事務局長次長 総務部長

(代決できる事案)

第 19 条 前条により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

- 2 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁又は専決できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特任)

第 20 条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁又は専決を受けることができないやむを得ない事情があるときは、事務局長が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特任者は、原議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁又は専決を受けなければならない。

(諸規程の定め)

第 21 条 第 20 条の規定にかかわらず、定款及び本規程以外の諸規程の定めに従う場合は、これに従う。

第 7 章 雑 則

(改 廃)

第 22 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(雑 則)

第 23 条 本規程に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

2 本規程は、2025（令和 7）年 6 月 1 4 日より一部改訂施行する。